

府中町ごみ処理基本計画[改定版] 年次報告書（令和5年度）取り組み結果等一覧

取り組み項目		令和5年度の取り組み実績	令和6年度以降の取り組みの方向性
基本方針① 排出抑制の推進			
基本施策1-1「ごみを増やさない」			
【取組番号1】リデュース（排出抑制）の推進（環境課）			
・住民や事業者の自主的な取り組みを促すため、町自らが率先して、ごみの発生・排出抑制を推進します。	・町の事務事業において電子決裁システム導入し、用紙の使用量を削減しました。（令和4年度：A4用紙1,719箱から令和5年度：925箱に削減、▲46%）		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ等でリデュースや不必要なプラスチックの使用削減を呼びかけるとともに、近隣市町の動向等から、より効果的な減量化及び周知啓発方法を検討・実施します。
・住民・事業者に対し、様々な機会を通じて、ごみになるものを増やさない、物を大切にするライフスタイル・事業活動への転換を呼びかけ、「リデュース」を推進します。	・広報紙、収集案内、ホームページで「海洋プラスチックごみ削減」、「リデュース」を呼びかけました。		
・多様な手段で、不必要なプラスチックの使用の削減を呼びかけます。			
・簡易包装・詰替え製品等、環境に配慮した製品の普及を促進します。			
【取組番号2】リユース（再使用）の推進（環境課）			
・様々な機会を通じて、「リユース」の取り組みの情報提供と啓発を行います。	・広報紙、収集案内、ホームページ、出前講座（つばき祭り、緑の仲間フェスタ）などで「3R」を紹介し、住民・事業者に日々の3R行動・活動を呼びかけました。		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ等でリユースに関する取り組みの情報提供と啓発を行います。
・総合的にリユースを促進し、大型ごみ、埋立ごみの減量を推進します。	・「ジモティー」と「おいくら？」と連携協定を締結し、広報紙、収集案内、ホームページで情報提供・啓発を行い、「リユース」を促進しました。		
・イベント等の会場から出る使い捨て容器を減らすため、リユース食器の利用を呼びかけます。			
・住民団体と連携し、「リユース」の普及に向けた出前講座の開催やリユース市等の活動を支援します。	・府中町脱温暖化市民協議会と連携し、「つばき祭り」「緑の仲間フェスタ」においてリユース市を開催しました。		・引き続き府中町脱温暖化市民協議会と連携し、「つばき祭り」「緑の仲間フェスタ」においてリユース市を開催します。
・家具等を修理し、販売する仕組みづくりを調査研究します。			
基本施策1-2「家庭系ごみの減量」			
【取組番号3】家庭系ごみ減量に向けた意識の向上（環境課）			
・様々な機会を通じて、ごみ減量の取り組みの実践を呼びかけます。	・広報紙、収集案内で「ごみの分別・減量」を呼びかけました。		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ等で「ごみの分別・減量」を呼びかけるとともに、近隣市町の動向等から、より効果的な減量化及び周知啓発方法を検討・実施します。
・取り組みの効果や実施方法の「見える化」や、楽しみながら取り組める視点や工夫により、住民の意識に働きかけ、普段の生活の中で、ごみ減量の主体的な行動につながる啓発を行います。	・広島広域都市圏アプリ「としボ」と連携し、食品ロス削減等の取り組みに対しポイントを付与することで、ごみ減量化の主体的な行動につながる啓発を行いました。		
【取組番号4】生ごみ減量化の推進（環境課）			
・広報、ホームページ、出前講座等で、日常生活の中で取り組むことのできる生ごみ減量化の具体的な手法や効果等の情報を提供し、その実践の普及を図ります。	・広報紙、収集案内、ホームページ等で、家庭における「3きり」「食品ロス削減」による生ごみ削減を呼びかけました。		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ等で家庭における「3きり」「食品ロス削減」による生ごみ削減を呼びかけるとともに、近隣市町の動向等から、より効果的な減量化及び周知啓発方法を検討・実施します。
・住民団体等と連携し、出前講座等で、生ごみを少なくする調理方法などを紹介し、家庭等における食品ロスの削減を推進します。	・府中町脱温暖化市民協議会と連携し、家庭で手軽にできるコンポストの推進について検討を開始しました。		
基本施策1-3「事業系ごみの減量」			
【取組番号5】事業系ごみ適正排出の啓発、指導（環境センター）			
・組成調査等の結果を踏まえ、広報、ホームページ、啓発冊子等により、より効果的な周知啓発を行います。	・事業系普通ごみの組成調査結果を公表しました。		・事業者に雑がみリサイクル推進の文書を配布し、適正分別と雑がみリサイクルの周知啓発を行うとともに、近隣市町の動向等から、より効果的な周知啓発方法を検討・実施します。
・不適正排出事業者に対し、直接指導を行います。	・環境センターへの事業系ごみの搬入に際して、積載物の確認を行うなど、適正排出の指導を行いました。		
・事業者に、資源物資源化の方法を提案、資源物回収者を紹介するなど、事業者による資源物の資源化を促進します。	・事業者に雑がみリサイクル推進の文書を配布し、適正分別と雑がみリサイクルの周知啓発を行いました。		
【取組番号6】事業者との連携によるごみ減量の推進（環境センター）			
・ごみの減量化・資源化を推進する事業者の取り組みを紹介し、広く事業者に周知啓発を行います。			・ごみの減量化・資源化を先進的に取り組んでいる事業者の調査研究を行うとともに、近隣市町の動向等から、より効果的な周知啓発方法を検討・実施します。
・業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、効果的なごみ減量化の提案、働きかけを行います。			
・多量排出事業者の排出状況を調査し、事業者と連携して排出抑制の取り組みを推進します。			
・近隣市町と食品ロス削減施策の情報を共有するとともに、県と連携し、食品ロス削減に向けて、飲食店への啓発や福祉団体等が取り組んでいるフードバンク等の周知、協力を働きかけます。	・町で備蓄する災害備蓄物資のフードバンクでの活用を検討しましたが、実施には至りませんでした。		

府中町ごみ処理基本計画[改定版] 年次報告書（令和5年度）取り組み結果等一覧

取り組み項目		令和 5 年度の取り組み実績		令和 6 年度以降の取り組みの方向性	
基本方針② 資源化の推進					
基本施策2-1「資源化に向けた意識の向上」					
【取組番号 7】 3 Rに関する啓発、環境学習の推進（環境センター）					
・分別区分やごみ排出量などの基礎情報に加え、発生抑制や分別の必要性、取り組みの効果や実施方法の「見える化」により、住民・事業者の意識に働きかけ、3 Rの主体的な行動を呼びかけます。		・広報紙、収集案内、ホームページ、環境イベント（つばき祭り、緑の仲間フェスタ）等で「3R」を紹介し、住民・事業者に日々の3R行動・活動を呼びかけました。		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ、出前講座等で3Rを紹介し、住民・事業者に対して日々の3R行動・活動の取り組みを呼びかけます。	
・住民・事業者の率先した取り組みを広く紹介し、その普及・促進を図ります。					
・住民・事業者と連携し、様々な機会を捉えて、啓発、出前講座等を実施します。		・府中町公衆衛生推進協議会と協力し、府中央小学校4年生を対象にクイズやカルタなどの参加型学習でSDG`sや3 Rについて学習しました。			
【取組番号 8】 普通ごみに混入している雑がみ等資源物の適正分別（環境センター）					
・普通ごみ組成調査の結果を公表し、雑がみ等資源物の適正分別・適正排出を啓発します。		・広報紙、収集案内、ホームページ、環境イベント（つばき祭り、緑の仲間フェスタ）等で「雑がみ資源化」を紹介し、その推進を呼びかけました。		・引き続き広報紙、収集案内、ホームページ、環境イベント等で雑がみ資源化の取り組みの情報提供と啓発を行います。	
・事業者に、資源物資源化の方法を提案、資源物回収業者を紹介するなど、事業者による資源物の資源化を促進します。		・事業者に対し、雑がみリサイクル推進の文書を配布し、適正分別と雑紙リサイクルの周知啓発を行いました。		・引き続き事業者に対し、雑がみリサイクル推進の文書を配布し、適正分別と雑紙リサイクルの周知啓発を行います。	
・事業系ごみとして搬入される紙類等の資源化の仕組みづくりを検討します。					
【取組番号 9】 集団回収の推進（環境課）					
・資源物回収業者を紹介するなど、地域における集団回収を支援します。		・資源物集団回収の実施を検討している町内会へ、広島県に登録している廃棄物再生事業者を紹介する等の支援を行いました。		・引き続き資源物集団回収の未実施団体へ、広島県に登録している廃棄物再生事業者を紹介する等の支援を行います。	
・集団回収に関する窓口を一元化し、手続きの利便性向上を図ります					
基本施策2-2「事業者と連携した資源化の促進」					
【取組番号 10】 事業者と連携した資源回収拠点の普及（環境課）					
・事業者と連携して、店頭回収拠点や回収品目の情報提供を行い、資源回収拠点の利用促進を図ります。				・町内小売店舗における店頭回収拠点の回収品目等について情報収集を行い、ホームページの掲載内容を見直します。	
・事業者や資源物回収業者の実態を調査し、店頭回収拠点の整備、回収品目の拡大に向けた働きかけを行います。		・町内での資源回収ボックス設置に向けて、他自治体の事例調査や資源回収業者へのヒアリングなどを行い、事業スキームや候補地の抽出などの検討を開始しました。		・町内での資源回収ボックス設置に向け、公有地も含めた候補地の選定及び資源回収ボックス運営主体への事業スキームの紹介を行います。	
基本施策2-3「新たな分別品目の拡充」					
【取組番号 11】 プラスチック類資源化の推進（共同）					
・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、分別収集するプラスチック製容器包装の種類、収集運搬体制、資源化処理の方法等、実施に向けた具体的な調査・検討を進めます。		・廃棄物収集運搬業者へのヒアリング等を通じて、プラスチック類資源化に関する先進事例や他市町の動向等の情報収集を行いました。		・引き続きプラスチック類資源化に関する先進事例や他市町の動向等の情報収集を行います。	
【取組番号 12】 紙おむつ資源化の推進（環境センター）					
・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で紙おむつ資源化について、調査研究します。				・紙おむつ資源化の情報収集を行います。	
【取組番号 13】 生ごみ資源化の推進（環境センター）					
・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で生ごみ資源化について、調査研究します。				・生ごみ資源化の情報収集を行います。	
【取組番号 14】 剪定枝資源化の推進（環境センター）					
・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で剪定枝資源化について、調査研究します。				・剪定枝資源化の情報収集を行います。	
基本方針③ 適正な処理・処分の推進					
基本施策3-1「分別の適正化」					
【取組番号 15】 適正分別・適正排出に向けた広報、啓発（環境センター）					
・収集案内、分別ガイドブック、ごみ分別アプリなど、様々な媒体により適正分別・適正排出の情報を発信します。		・広報紙、収集案内、ホームページ、ごみ分別アプリ、出前講座、環境イベント（つばき祭り、緑の仲間フェスタ）等で住民・事業者に対する適正分別・適正排出を呼びかけました。		・引き続き様々な媒体で適正分別・適正排出の情報発信と啓発を行います。	
・広報紙、ホームページ、出前講座等で定期的に周知を行い、適正分別・適正排出を啓発します。					
・集合住宅等の単身居住者、転入者、若年層や学生等に向けて、新たな情報伝達媒体を活用し、対象を絞って重点的に周知啓発します。					
・全戸配布する収集案内「家庭ごみの正しい出し方」は、よりわかりやすい内容に随時更新します。					

府中町ごみ処理基本計画[改定版] 年次報告書（令和5年度）取り組み結果等一覧

取り組み項目		令和5年度の取り組み実績	令和6年度以降の取り組みの方向性
【取組番号16】事業系ごみ適正処理の啓発、指導（環境センター）			
・事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分による適正な処理を啓発、指導します。	・環境センターへの事業系ごみの直接搬入に際し、適宜搬入物の確認・指導を行い、事業系ごみ適正排出の指導を行いました。	・一般廃棄物収集運搬業許可業者及び事業系ごみを直接搬入する事業者に対し、適正排出の指導を行います。	
・一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、毎月提出される実績報告書及び許可更新時に提出される事業計画書に基づき、適正搬入指導を行います。また、必要に応じて、事業者への立入調査を行います。			
・直接搬入において、定期的な検査、指導を引き続き実施します。			
基本施策3-2「処理体制、処理施設の整備」			
【取組番号17】安全で効率的な収集運搬体制の整備（環境センター）			
・安全で、効率的かつ経済的な収集運搬業務を継続します。	・安全で効率的かつ経済的に収集運搬業務を実施するため、狭あい地区等の収集区を見直しました。	・効率的かつ経済的な収集運搬業務を実施するため、大型ごみ収集日の見直しを行います。	
・新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出方法を周知します。	・ごみステーションの設置においては、町内会等と連携して候補地を選定しました。また、町内会等と連携して、ごみステーションの清潔保持対策を講じました。	・引き続き町内会等と連携して、ごみステーションの設置・管理を行います。	
・町内会と連携して、ごみステーションを適切に設置します。また、安全かつ清潔なごみステーションの環境づくりを推進します。			
・環境センターでの休日持ち込み受付について、引き続き検討します。	・環境センターでの休日持ち込み受付について、事業者を交えて検討を行いましたが、経費や受入体制などの課題も多いため、継続課題としました。		
【取組番号18】ふれあい収集の推進（環境センター）			
・持続可能で、利用しやすい制度となるよう制度設計します。	・介護認定や障害者手帳等の交付を受けている人で、自分でごみステーションにごみを出すことが困難な世帯を対象に、自宅の玄関先等で、週1回指定した曜日に、家庭ごみ（大型ごみを除く）を収集する「ふれあい収集」を令和5年7月から開始しました。（令和5年度未登録世帯数：42世帯）	・引き続き介護サービス事業者連絡協議会等で制度の周知を図り、利用者の生活支援に連携した制度として運用します。	
・単身世帯やひとり親世帯等の排出困難世帯も利用できる制度を検討します。			
・高齢者や障害者の世帯等でごみ出しが困難な世帯に対して、訪問してごみ出しを支援し、併せて安否を確認するための声かけを行う支援等を調査研究します。	・希望者には、収集時に声かけを行うなど、介護事業者等と連携し、利用者の実態に即した制度としました。		
【取組番号19】新たな中間処理体制の構築（環境課）			
・安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町で連携し、県の広域化計画を踏まえた広域処理を検討します。	・新たなごみ焼却処理施設の整備候補地について、安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町において検討・協議を行いましたが、結論には至りませんでした。	・新たなごみ焼却処理施設の整備について、安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町と継続して調査・検討を行います。	
・先進事例、資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、新たな処理施設の整備について、多角的に具体的な調査・検討を進めます。			
【取組番号20】新たな最終処分場の整備に向けた調整（環境課）			
・安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町と連携して、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整を行います。		・安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町と連携して、中長期的な視点で令和16（2034）年度以降の最終処分場の確保に向けた調整を行います。	
基本施策3-3「不法投棄対策、資源物持ち去り対策」			
【取組番号21】不法投棄対策、監視体制の強化（共同）			
・不法投棄防止看板の設置、広報等により、不法投棄の未然防止を啓発します。	・広報紙、収集案内等で、不法投棄禁止を呼びかけるとともに、地域と連携して不法投棄防止看板を設置し、不法投棄の未然防止に努めました。	・監視カメラの増設や職員・警備会社の巡回パトロールにより監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努めます。	
・地域と連携して重点的に不法投棄防止活動を行うなど、不法投棄対策を強化します。			
・巡回監視パトロール、重点対策箇所への監視カメラ設置など、監視体制を強化します。	・重点対策箇所に監視カメラを設置したほか、警備会社による巡回監視パトロール等により監視・指導を行うとともに、悪質な不法投棄事案に対しては、警察と連携して対応しました。		
・悪質な不法投棄に対しては、警察と連携を密にしながら厳格に対応します。			
・環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、連携して不法投棄対策の取り組みを強化します。	・環境課が全体を統括し、ごみステーションにおける不法投棄・不適切排出は環境センターが、それぞれ分担して対応しました。		
【取組番号22】資源物持ち去り対策、監視体制の強化（共同）			
・持ち去り禁止看板の設置、広報等により、ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止を周知啓発します。	・収集案内やホームページ、地域と連携して看板を設置するなどにより、ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止を周知啓発しました。	・監視カメラの増設や職員・警備会社の巡回パトロールにより監視体制を強化し、資源物持ち去りの未然防止に努めます。	
・地域と連携して重点的に持ち去り防止活動を行うなど、資源物の持ち去り対策を強化します。			
・巡回監視パトロール、重点対策箇所に監視カメラを設置し、資源物の持ち去りを抑止します。	・重点対策箇所に監視カメラを設置し、警備会社による巡回監視パトロール等により監視・指導を行うとともに、違反行為に対しては、条例に基づき警察と連携して厳格に対応しました。（告発1件、警告3件）		
・違反行為に対しては、条例に基づき警察と連携して厳格に対応します。			

府中町ごみ処理基本計画[改定版] 年次報告書（令和5年度）取り組み結果等一覧

取り組み項目		令和 5 年度の取り組み実績	令和 6 年度以降の取り組みの方向性
基本施策3-4「適正処理・処分に必要な事項」			
【取組番号23】 家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究 （環境課）			
・ 効率的な運営により、ごみ処理経費の削減に努めます。		・ ごみ処理手数料全体の適正なあり方を調査研究します。（有料化による効果と課題整理）	
・ 家庭系ごみ有料化による効果や課題等の最新の動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方を調査研究します。			
・ 事業系ごみの一般廃棄物処理手数料について、安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町で連携し、定期的に見直しを行います。			
【取組番号24】 特別管理一般廃棄物の適正処理 （環境センター）			
・ 収集案内、ごみ分別アプリ等で、特別管理一般廃棄物の適正処理を周知します。	・ 広報紙、収集案内、ごみ分別アプリで、町で処理できない廃棄物の処分方法について周知を行いました。	・ 引き続き広報紙、収集案内、ホームページ、ごみ分別アプリ等で、町で処理できない廃棄物の処分方法について周知を行います。	
・ 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適切な処理方法を周知します。			
・ 町では処理できない廃棄物については、収集案内、ごみ分別アプリ等で、処理方法を周知します。			
・ 特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の規定により適正に処理します。	・ 特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の規定により適正に処理しました。		
【取組番号25】 適正処理困難物の適正処理 （環境センター）			
・ 適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物については、その処理方法を、収集案内、ごみ分別アプリ等で周知します。	・ 広報紙、収集案内、ごみ分別アプリで、町で処理できない廃棄物の処分方法について周知を行いました。	・ 引き続き広報紙、収集案内、ホームページ、ごみ分別アプリ等で、町で処理できない廃棄物の処分方法について周知を行います。	
・ 家電リサイクル法、個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理します。	・ 家電 4 品目について、家電リサイクル法に基づき適正に処分しました。		
【取組番号26】 災害廃棄物対策 （環境課）			
・ 他自治体や関係団体等との連携により、総合的な災害廃棄物処理体制を整備します。	・ 災害廃棄物処理に関する広島県主催の研修・訓練に参加しました。	・ 引き続き広島県が主催する災害廃棄物処理に関する研修・訓練に参加するとともに、当町での実行性を確保するため、町独自の訓練等の実施について検討を行います。	
・ 国や県の計画や指針の改定に合わせて、災害廃棄物処理計画等の見直しを行います。		・ 国や県の計画や指針の改定に合わせて、災害廃棄物処理計画及び初動マニュアルの見直しを行います。	
・ 災害廃棄物処理計画等は、災害発生時の実効性を確保するため、適宜机上訓練等を行い、必要な見直しを行います。			
基本方針④ 地域協働による環境づくりの推進			
基本施策4-1「協働による取り組みの推進」			
【取組番号27】 協働による啓発、環境学習の推進 （環境課）			
・ 住民・事業者と連携し、様々な機会を捉えて、啓発、出前講座等を実施します。	・ 府中町公衆衛生推進協議会と協力し、府中中央小学校 4 年生を対象にクイズやカルタなどの参加型学習で SDG's や 3 R について学習しました。 ・ 小学生を対象とした環境学習講座や「緑の仲間フェスタ」の開催等を通じて、ごみ減量やリユース、リサイクル等について啓発を行いました。	・ 引き続き出前講座や環境学習講座を実施し、ごみ減量、リサイクルの主体的な行動につながる啓発を行います。	
・ 取り組みの効果や実施方法の「見える化」や、楽しみながら取り組める視点や工夫により、住民・事業者の意識に働きかけ、ごみ減量、リサイクルの主体的な行動につながる啓発を行います。	・ <u>広島広域都市圏アプリ「としボ」と連携し、食品ロス削減等の取り組みに対しポイントを付与することで、ごみ減量化の主体的な行動につながる啓発を行いました。</u>		
【取組番号28】 住民団体、事業者との連携強化 （環境課）			
・ 町内一斉清掃や出前講座、地域懇談会などを通じ、情報の提供や課題の共有を進め、より一層協働の取り組みを推進します。	・ 住民・事業者と協働し「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」、「緑の仲間フェスタ」を開催し、ごみ減量化やリユース、リサイクルについての課題を共有しました。	・ 引き続き「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」、「緑の仲間フェスタ」を開催するとともに、町主催の環境講演会を開催します。	
・ 公衆衛生推進協議会等と連携し、住民・事業者・行政による協働の取り組みを推進します。			
・ 事業者の業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を考慮して効果的なごみ減量化を提案するなど、事業者と連携してごみ減量の取り組みを推進します。			
基本施策4-2「計画の進行管理」			
【取組番号29】 計画推進体制の強化 （環境課）			
・ 環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、住民・事業者と連携して施策を推進します。	・ 取り組み毎に役割と責任を明確にし、連携して施策を推進しました。	・ 引き続き効率的な役割分担を模索し、連携して施策を推進します。	
【取組番号30】 協働で行う計画の進行管理 （環境課）			
・ 計画に基づき取り組みを推進します。	・ 施策の進捗状況や数値目標の達成状況の点検・評価を行い、年次報告書としてまとめ、廃棄物減量等推進審議会で報告するとともに、議事内容をホームページに公表しました。		
・ 年次点検・評価により施策の進捗状況や数値目標の達成状況を把握し、計画の進行管理を行います。			
・ 環境対策本部会議、廃棄物減量等推進審議会、住民・事業者からの意見や提案を踏まえ、継続的な改善を図りながら施策を推進します。		・ 次期ごみ処理基本計画への反映を踏まえ、住民・事業者への意見提案募集を実施します。	
・ 年次点検・評価の結果を毎年公表します。		・ 引き続き廃棄物減量等推進審議会の議事内容等をホームページで公表します。	